

他目的使用契約書

管理者熊本市南土地改良区(以下「甲」という。)と他目的使用者(以下「乙」という。)は、甲が管理する土地改良財産(以下「財産」という。)を、定款第4条の規程に基づき、乙に使用させることについて、下記のとおり契約を締結する。

記

第1条 甲は、甲が管理する財産をその本来の用途または目的を妨げない限度において、乙に使用させるものとする。

第2条 甲が乙に使用させる財産は、次のものとし、別添図面のとおりとする。

住 所	
構造・規模	
数量・面積	

第3条 甲は、前記の財産を次の用途または目的及び方法により使用させるものとする。

用途・目的	
使用方法	

2 乙は、前条の財産を前項以外の用途または目的及び方法に使用してはならないものとする。

第4条 使用期間は、令和 年 月 日から10年間とする。

第5条 使用料は、年 円とする。

第6条 乙は、第3条第1項の使用の方法について変更しようとするときは、甲に協議し、その指示を受けるものとする。

第7条 乙は、当該使用により甲の管理する財産に損傷を与え、または与えるおそれがあるときは、甲の指示により乙の負担において必要な措置をするものとする。

第8条 乙は、第4条に規定する期間が満了した時、または使用する必要がなくなったときは、すみやかに財産を現状に復し、甲の検査を受けるものとする。

第9条 甲は、乙がこの契約に定められた事項に違反したときは、この契約を解除し、これに生ずる損害の賠償を乙に請求するものとする。

第10条 この契約に定められた事項について疑義が生じたときは、またはこの契約を変更する必要があるときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証明するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保存するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 熊本市南区奥古閑町2035
熊本市南土地改良区 理事長

(乙)